

森林経営受委託契約書

森林所有者 (以下「甲」という。)と受託者 四辻均 (以下「乙」という。)は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。

(信義忠誠の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(契約の対象とする森林)

第2条 この契約の対象とする森林(以下「契約対象森林」という。)は、以下に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(番号) (林班) (森林の所在)

1 京都府

(契約の期間)

第3条 この契約の契約期間(以下「委託期間」という。)は次のとおりとする。

契約締結日の翌日から 令和 年 月 日まで

(委託事項)

第4条 乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画に従い、契約対象森林に関する次の事項(以下「委託事項」という。)を実施するものとする。

(1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること

(2) 森林の保護等のため、以下に掲げる事項を実施すること

ア 森林の現況把握

イ 火災の予防及び消防

ウ 盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

エ 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

オ 甲以外の者が所有する森林との境界の巡視

カ ア又はオを実施した結果異常を発見したときに行う必要な措置

2 前項第1号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

3 乙は、第1項第2号イからエまで若しくはカに掲げる事項を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(森林への立入り及び施設の利用等)

第5条 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は契約対象森林内に設置された作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

2 乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林内に作業路網その他の